

特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 中川徳生会が運営する特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾（以下、「施設」という。）が行う介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法の主旨に沿って、入居者の意思および人格を尊重し、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置き、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾
 - 2 所在地 横浜市青葉区市ケ尾町 25 番地の 6

(入居定員)

- 第4条 施設の入居定員は 58 名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。
- また、その内訳は次のとおりとする。
- 10 人定員 5 ユニット 8 人定員 1 ユニット

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1 名（常勤）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - 2 医師 1 名（嘱託医）
入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
 - 3 生活相談員 1 名（常勤）
入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、苦情への対応、その他関係機関との連絡調整等を行う。
 - 4 看護職員 11 名（常勤 5 名 非常勤 6 名）
入居者の健康状態の把握、服薬管理を行うとともに、保健衛生上の指導や管理を行う。

5 介護職員 30名（常勤27名 非常勤3名）

入居者の健康状態の把握、施設サービス計画に基づいた日常生活の介護等を行う。

6 介護支援専門員 2名（常勤）

入居者の施設サービス計画の作成、入居者及びその家族の苦情や相談等を行う。

7 管理栄養士 2名（常勤1名 非常勤1名）

入居者の栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行う。

8 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持を目的に他の職種と協働し取り組む。

9 その他の従事者 事務介護補助などを行う者を適当数充てる

（設備及び備品等）

第6条 施設の設備及び備品等については次のとおりとする。

1 居室

入居者の居室は全室個室とし、ベッド・ナースコール等を備品として備える。

2 リビング

入居者が使用するうえで十分な広さを備え、入居者が使用できるテーブル・イスなどの備品類を備える。

3 浴室

浴室はユニットごとに設け、入居者が使用しやすいよう一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設ける。

4 洗面所及び便所

洗面所や便所は、各居室のほか必要に応じ各階各所に設ける。

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族等に対して運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

（受給資格等の確認）

第8条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

（入居）

第9条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室において常時の介護の受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。

- 4 施設は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、居宅介護支援事業者および施設、家族間で協議することとする。

(退居)

第10条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが可能であると認められる入居者に対し、本人及びその家族の要望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

- 2 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処遇を行うものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行うものとする。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等入居者の行動を制限する行為を行わない。また、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に見直すことで改善を図ることとする。
- 7 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第12条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設

サービス計画の原案を作成するものとする。

- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について入居者に対して説明し、同意を得て計画書を交付するものとする。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護の内容)

第13条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭を行う。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、適切におむつの交換を行う。
- 5 施設は、前各項のものの他、離床・着替え・整容などの介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させることとする。
- 7 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好等を考慮したものとし、適切な時間と場所にて行うこととする。

- 2 食事の時間は概ね以下のとおりとする。

朝食 8:00～10:00 昼食 12:00～14:00 夕食 18:00～20:00

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第16条 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族等において行うことが困難である場合は、同意を得て代わって行うこととする。

- 2 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居者の外出等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持を目指し、取り組むものとする。

(健康管理)

第18条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 入居者は健康に留意し、施設で行う健康診断は可能な限り受診するよう努めるものとする。

(衛生管理)

第19条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、感染症の発生防止及び蔓延防止のために必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い(年2回以上)、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第20条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後概ね三月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、当該入居者及びその家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第21条 介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとし、介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割が額とする。

- ア 生活相談(相談援助等)
- イ 機能訓練(日常動作訓練)
- ウ 介護サービス(食事、入浴や排泄の介助等のサービス)
- エ 健康管理

- 2 居住費および食費の一日あたりの金額は別表1のとおりとする。
- 3 その他特別に要した費用(施設で指定したオムツの費用は除く)は、その実費を徴収する。
- 4 第2項、第3項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。
- 5 居住費は入院中および外泊中にも発生する。

(利用料の変更等)

第22条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(喫煙)

第23条 施設建物内は全面禁煙とする。敷地内に、分煙可能な喫煙所を設ける。

(外出及び外泊)

第24条 入居者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡を行うこととする。

(衛生保持)

第25条 入居者は、生活環境の保全のため施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第26条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ア 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- イ けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ウ 施設の秩序、風紀を乱し、相互の親睦を害すること。
- エ 指定した場所以外で火気を用いること。
- オ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第27条 入居者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしている時。

(従業者の服務規程)

第28条 従業者は、介護保険法関係法令及び、諸規則、個人情報保護法を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意することとする。

- 1 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇すること。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛けること。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(勤務体制等)

第29条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めることとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業員によって行うこととする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(従業員の質の確保)

第30条 施設は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第31条 施設及び従業員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずることとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、予め文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合は、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(緊急時の対応)

第32条 従業員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第34条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、従業員及び入居者等に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第35条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- 2 虐待の防止のための指針を整備する
- 3 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(身体拘束等の禁止)

第36条 施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他の入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる

- 一 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 二 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第37条 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(記録の整備)

第38条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

(掲示)

第39条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(地域との連携)

第40条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(協力医療機関)

第41条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、予め協力医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第42条 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の収受を行わない。

(その他)

第43条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和7年4月1日から施行する。